

【2004 年米国の対中通商政策の展望と日本への影響】

2004.4.14 鈴木貴元 研究員

～ 米国はW T O加盟時の約束実施の遅れと為替相場制度に不満を表明

2003 年の米国の対中貿易額は 1808 億ドル（前年比 22.8% 増、米国側統計）と貿易額全体の 9.1% を占め（図表 1）、日欧に肩を並べるようになった。そうしたなか、4 月 1 日に発表された米国通商代表部（U S T R）の 2004 年版「外国貿易障壁報告書」は、58 カ国、約 500 頁にわたる報告書の中で中国関連の記述に 39 頁と最大の紙幅を割き（日本と E U は各 34 頁）、対中通商関係への関心の高さを反映したものとなった。

2003 年版と比較すると、大きく異なる点が 2 つある。第 1 に、W T O 加盟時の約束への取り組みの評価である。2003 年版では、法制度の不透明性や運用時の不統一性について懸念を表明しつつも、中国政府が約束に従って法制度整備を進めたことについて最初に肯定的な評価がなされていた。しかし、2004 年版では、U S T R 代表・副代表が幾度も訪中し、会談を行ったにもかかわらず、W T O 加盟時の約束実現への動きが鈍っていると、強い懸念が表明された。

第 2 に、人民元問題への取り組みに対する評価が盛り込まれたことである。柔軟な為替相場制度を目指すというのが中国政府の公式の立場だが、胡・温新指導部が引き続きドルペッグに固執している、制度変更のタイムテーブルが示されていない、という批判が示された。

2003 年の報告書は W T O 加盟 1 年目の評価ということもあり、温かい目で見守っていたが、2 年目の評価となる 2004 年はそれなりの成果が期待されていたにもかかわらず、リップサービスばかりで実が少なかったと、米国が不満を持っていることが明確にされた。

～ 米国は「米国企業がフェアに競争できるか」を重視

一方、U S T R が 2003 年、2004 年両方の報告書で指摘した中国の主な問題点は以下の 2 点である。第 1 は、対中輸出（農産物やサービス）や投資（サービス）の拡大に困難があること。第 2 は、第 1 の点とも関連するが、法制度の不備に加えて、その運用について内外差別などの問題があることである。

第 1 の点については、特に農業分野で衛生検疫などの過度の規制で輸出拡大が進んでいないこと（図表 2）また、知的財産権の取り締まりが緩く、米国のサービス輸出の拡大が妨げられているとの指摘がある。ちなみに米貿易赤字の一因とされる中国の対米輸出攻勢については問題視されていない。

また、第 2 の法制度の運用については、図表 4 にもあるとおり、産業や地域の事情が優先し、法制度が地方政府に都合よく運用されていると問題視している。

中国への参入の問題を取り上げる場合、日本では、参入障壁そのものを問題視するよりも、参入後に直面する人事・労務の問題や代金回収におけるトラブル、インフラの未整備といった個別具体的な点を問題とする場合が多い。しかし米国は、W T O 加盟時に約束したすべての産業について、米国企業が中国市場に参入し、地場企業とフェアに競争できる環境にあるかどうかを重視している。

～ 今年の中米通商関係は表向き対立が強まるが、結果的に歩み寄る可能性大

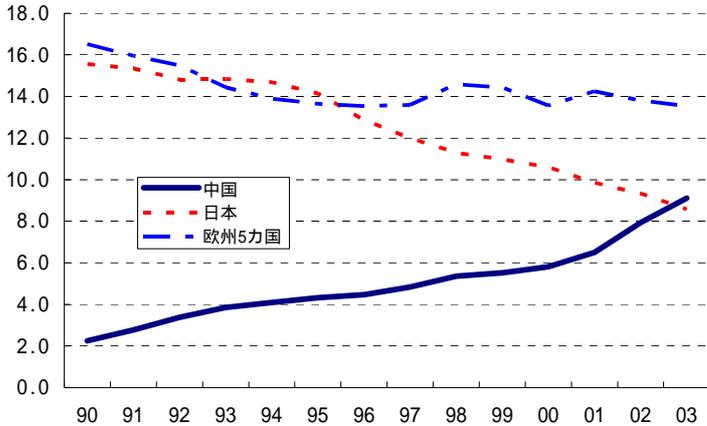
今後の中米通商関係の展開を占うと、今年は大統領選挙の年ということもあり、米国は 2003

年に溜まった不満を解消すべく中国政府に強く事態の改善・対応を迫るものと見られる。3月18日、米国政府は、中国が国内半導体メーカーだけに優遇税制を適用しているのは不公正であるとしてWTOに提訴したが、中国が他国から提訴されるのはWTOに加盟してから初めてのことであり、米国の強硬姿勢への転換をうかがわせる。ただし、2004年の報告書で初めて言及された人民元問題について早急の対応を求めてくることは考えにくい。むしろ中国政府が当面動かさない人民元問題を表に出しつつ、ここを譲歩する代わりに、米国企業にとってフェアな競争環境を整えるべく法制度の運用是正について実を取る形で対話を進める可能性が高いのではないかと。

日系企業にとって注意すべき点は、米国の強硬な姿勢が、かつてAIGやコダックが享受したような対米配慮（他の外資企業に対する排他的優遇措置）につながらないかということである。2004年以降、中国政府は国内企業の競争力強化に向けた産業再編や金融機関の健全化に向けた取り組みを本格化させており、こうした政策に沿った外資の利用を積極化する方向にある。

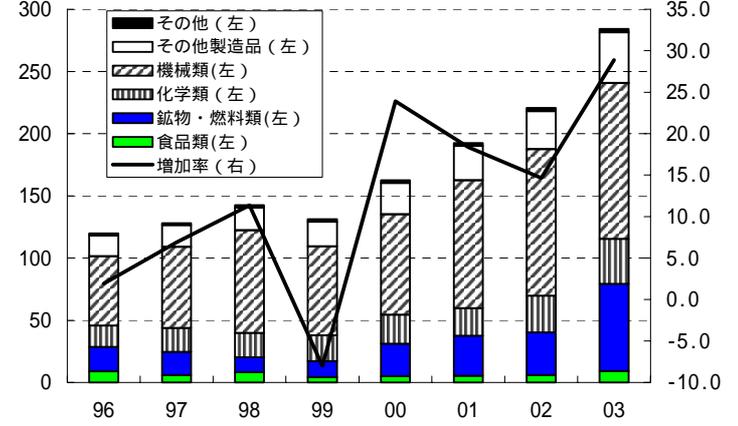
今後、米産業界のロビー活動を受けて、WTOへの提訴に基づく「二国間協議」を含め、米中二国間での通商対話に弾みがつく場合、日本が対話に参加（WTOへの提訴の場合「第三国」として）したとしても、米国及び米国企業への配慮が優先される結果となる可能性もある。特に中国のサービス業は発展の初期段階にあり、今後、海外の事例を参考に、法制度・行政実務の整備が進むと見られる。中米通商関係の行方は将来有望な中国のサービス市場の先行きを占う上でも注視していく必要がありそうである。

(シェア%) 図表1 米国の貿易に占める3地域のシェアの推移



(注) 欧州5カ国は、英国、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン
(資料) CEIC

(億ドル) 図表2 米国の対中輸出の内訳 (前年比%)



(資料) CEIC

図表3 米国企業が中国によるWTO加盟時の約束履行に重大な問題があると指摘する事項 (%)

事項	回答比率
法制度の安定的適用	82.3
知的財産権の保護	81.0
契約の履行・紛争の的確な処理	76.8
司法機関の独立	76.7
内外無差別	74.1
国有企業の運営	73.8
法制度の透明性確保	72.9

(注) 70%を超えた項目のみ
(原典) 米会計検査院(GAO)
(資料) ジェトロセンサー2003.3

図表4 外国貿易障壁報告書の対中部分の概要

大分類	中分類	具体的な項目	ポイント
輸入政策	貿易権及び他の制約	貿易権	・外国企業に対する貿易権付与の差別
		輸入代替政策	・付加価値税の差別による輸入代替への誘導
	関税とその他の輸入補助金	関税の引き下げ	・オートハイ、ビデオなど国内重要産業に対する高関税の継続
		関税の差別	・特定産品輸入の関税における企業間での差別の存在
		関税評価	・WTOルールに基づかない評価運用の継続
		原産地ルール	・新たな原産地ルール整備の遅れ
	非関税障壁	国境貿易	・国境貿易における特惠的措置の適用
		内国税	・半導体や肥料にみられる増値税（付加価値税）の内外差別的適用
		アンチダンピング、相殺関税、セーフガード	・アンチダンピングの乱用。2003年は新たに6品目を調査（調査終了は11品目）
		輸入割当制度	・輸送機械、機械工具等8品目に輸入割当を適用
基準、検査、表示、認証制度	輸入ライセンス	・過剰な監視とライセンスの厳しい適用	
	輸出ライセンス	・52品目に輸出ライセンスを適用	
	ワイヤレスLAN暗号基準	・外国企業に中国での基準が割り当てられていない	
	品質、安全認証	・CCC認証の取得コスト高	
	過剰な検査	・化粧品、医薬品、携帯電話の過剰検査	
	衛生検疫基準	・農産品輸入に関する過剰な衛生検疫基準	
輸出補助金	遺伝子組替農産物の規制	・大豆を中心とする遺伝子組替農産物の規制緩和の遅れ	
	表示	・輸入食品に関する複数の表示要求の存在	
知的財産権	知的財産権	・繊維、化学、鉄鋼、非鉄金属、機械に低金利貸付などによる補助金が存在する疑い	
	法的フレームワークの問題	・WIPO（世界知的所有権機関）インターネット関連取極への不参加	
サービス業の障壁	知的所有権推進に対する姿勢の欠如	・中国による米国の著作権被害年間18億ドル。関係政府機関の協力体制、取り締り実行能力の欠如。軽い罰則。	
	（金融サービス）	保険、銀行・証券	・必要な資本金の高さ、参入事業規制
		自動車金融	・必要な資本金の高さ、人民元調達に問題
	（流通・物流サービス）	卸、小売、宅配便、運輸・物流	・厳しい参入規制、参入基準の不透明性、事業規制（流通）、縦割り行政、出資規制（物流）
		国際データ通信・プロセッシングの規制	・インターネットに対する政府の監視・管理、外国製暗号技術の排除
	（通信・コンテンツ）	通信	・現通信法の不透明性、独立監督機関の不備、多い業務規制
		音楽・映像	・国有企業の独占利益の保護、政治的コンテンツの規制、偽物の取り締まり
	（専門職業サービス）	観光・観光サービス	・参入制限、公的パスポート所有者に対する利用航空会社の制限
		教育・訓練サービス	・外国人教員の制限、大学進出上の厳しい条件
		法律サービス	・厳しい業務制限、支店設置の制限
エンジニアリング、建築、建設サービス		・デザイン料に対する評価の低さ、エンジニアなどへの代金未払い保護の法制度の未整備	
投資障壁	会計・コンサル、広告	・会計基準などでの国際慣行との不整合性	
	専門家の移動	・ビザ手続きの問題	
政府調達	投資に関する要求	・事実上の技術移転要求の存在	
	投資ガイドライン	・政策的な直接投資誘導（地域、産業）の存在	
電子商取引		・WTO政府調達協定に向けた取り組みの遅れ	
反競争的慣行		・政府によるコンテンツ管理、電子商取引に関する法制度が未整備	
その他障壁		・地方産業に対する保護主義、価格などについての企業集団の独占・寡占的な行動、地場企業と地方政府の密接な関係	
		・法制度の枠組み、法制度運用の透明性、汚職腐敗、不動産にかかわる権利保護の問題	

(資料) USTR "Foreign Trade Barriers" よりUFJ総合研究所作成